

マイナンバー（法人番号）告知のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、鹿児島県医師信用組合をお引立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 10 月より、法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から社会保障、税等の分野で順次、利用が開始されています。

税法上告知義務が課されている取引の一つである出資配当においては、法人の場合、名称、住所及び法人番号を金融機関へ告知することとなっており、告知に際しては税法上規定されている書類の提示が必要となります。

お手数をおかけしますが、「法人番号指定通知書」のコピーと別添の法人番号告知書のご提出をいただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点については、以下のお問い合わせ先までお願いいたします。

マイナンバー制度の主旨に鑑み何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

補足事項

- ・告知義務は、所得税法、国内税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に基づくものです。
- ・平成 27 年 12 月 31 日以前に出資の払込みをしている法人組合員（既存組合員）様の番号告知は、3 年間の経過措置が設けられております。「法人番号指定通知書」については、発行日から 6 ヶ月以内であれば、税法上の告知をする際の提示資料として認められております。
- ・尚、発行日から 6 ヶ月を超える場合は、「法人番号指定通知書」に加え、登記事項証明書、印鑑証明書、納税の領収書等の法人確認資料が必要となりますので、是非平成 28 年 3 月 31 日までにお手続きをお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島県医師信用組合

住 所：鹿児島市中央町 8 番地 1

〒 : 890-0053

電話番号：099-251-3821

受付時間：月曜日～金曜日（祝日等の信用組合休業日を除く） 午前 9 時～午後 5 時

メールアドレス：sinyou@kagoshima.med.or.jp

担 当：峰元、山下、有村（光）、有村（和）

【参考】国税庁：社会保障・税番号制度(マイナンバー)について

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>